

IPOに関する上場制度等の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

2023年3月10日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、現在、政府における「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（2022年6月7日閣議決定）等に掲げられた事項をはじめ、スタートアップの育成のための様々な施策が進められており、また、日本証券業協会において公開価格設定プロセス等に係る見直しの検討が行われているなか、市場開設者である当取引所においても、新規上場プロセスの円滑化を図り、新規上場を目指すスタートアップのニーズの多様化等に対応するため、「有価証券上場規程」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

(備 考)

1. 新規上場プロセスの円滑化

(1) 新規上場申請書類

a. 監査報告書

新規上場申請者が「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に添付する監査報告書に関しては、上場承認時までに提出すれば足りるものとします。

・有価証券上場規程（以下「規程」という。）第204条第6項等

b. 組織再編時の財務情報

新規上場申請者が、最近2年間又は新規上場申請日の属する事業年度において、組織再編行為等を行っている場合には、その対象となる会社又は事業について、重要性に応じて財務情報の提出を求めるものとします。

・有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第2条第3項第23号の2、第23号の3
・施行規則第204条第1項第11号

(2) 形式要件

a. 事業継続年数

株式会社として継続的に事業活動をしている期間を審査対象とし、取締役会を設置してからの経過年数は問わないものとします。

・規程第205条第4号等

b. 時価総額

公募又は売出しを行う場合においては、有価証券届出書に記載される想定価格に代えて、価格決定日に決定された公募又は売出しの価格に基づき算定された金額を審査対象とするものとします。

・施行規則第213条第3項等

(3) 上場審査

新規上場申請者は、定時株主総会の到来（決算の確定）にかか

・規程第201条第3項等

わらず、新規上場申請日から1年の間は、改めて新規上場申請を行わず上場審査を継続できるものとします。

(4) 初値形成

直接上場銘柄の上場日の売買において成行売呼値及び成行買呼値を禁止するものとします。

・呼値に関する規則第8条

2. ダイレクトリスティングの導入

ネクスト市場への新規上場申請者は、新規上場時において時価総額が250億円以上となることが見込まれる場合であって、流通株式数1,000単位以上かつ流通株式比率10%以上となることが見込まれる場合には、新規上場之际して公募等（公募又は売出し）の実施を求めないものとします。

・規程第217条第2号a

3. 純資産の額に関する上場維持基準の見直し

ネクスト市場上場会社が、事業年度の末日において純資産の額が正でない状態となった場合においても、時価総額が100億円以上である場合（当該状態となった理由が中長期的な企業価値向上に向けた投資活動に起因して生じた損失によると当取引所が認めた場合に限るものとします。）であって、基準の適合に向けた計画を適切に開示しているときには、当該計画の計画期間に基づき改善期間を設定するものとします。

・施行規則第501条第7項第4号d

4. その他

上場ETFの相関係数審査の取扱いを明確化するなど、所要の改正を行います。

・ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則第14条第9項

Ⅲ. 施行日

- ・2023年3月13日から施行します。
- ・1. (1)及び(2)並びに2. に関しては、施行日以後に新規上場申請等を行う会社から適用します。
- ・1. (3)に関しては、施行日時点で新規上場申請等を行っている会社から適用します。
- ・1. (4)に関しては、2023年6月26日から施行します。

以 上